

WE NEVER GIVE UP! Against COVID-19

・・・サロンを元気に!!・・・

K B K 大和支部

“ビューティー・レスキュー”



ロードマップ

For Covid-19

#4

2021.04

コロナ支援と経営リバウンド

昨年からのコロナの影響でサロンでの経営環境が大きく変化致しました。

国や自治体からの給付金や協力金、助成金を申請したり、

サロンの事業資金や個人的な生活資金を借り入れた方もいらっしゃる事と思われます。

しかし、各種支援を得ても、そのあとのツケのことを忘れていたり、

思いもよらない経済的リバウンドが待ち受けているなど、想定もしていない方が多いと思います。

そこで支部ではサロンが元気になり、生き残るための方策の一助となりますことを願って、

それらの事案について考えられる場面を取りまとめてみました。

I 注意しましょう！！コロナ給付金等と税金の落とし穴！ 決算処理

II 借入資金の返済にこまったら！ 条件変更・追加融資・ローン減免制度

III 神奈川県の各種支援策 給付金・貸付・猶予・消費還元キャンペーン

コロナは人間のカラダとサロン経営を蝕んでいます。

コロナに罹らない。コロナをうつさない。

まずは、ここから・・・

【 I 】 注意しましょう！！コロナ給付金等と税金の落とし穴！

コロナの災害の支援策としての各種給付金や補助金を申請して手に入れた方もいらっしゃると思いますが、「税金」という落とし穴が待ち受けています。手にした給付金等が課税対象になる場合がありますのでご注意ください。

課税対象となる給付金等（事業者に対して支給されるもの）					非課税の給付金等（個人に対して支給されるもの）	
給付金等の名称と所管	内容	給付額	収入として計上する時期	課税対象	名称	内容
1. 持続化給付金 （中小企業庁）	売上減少等の一定の要件を満たした場合。	最大 200 万円（個人事業主は 100 万円）	支給決定があった日の属する年度	法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税 消費税は課税対象外	1. 特別定額給付金	国民 1 人につき支給された 10 万円の給付金
2. 小規模事業者持続化補助金 （日本商工会議所）	店舗改装、チラシ作成、広告掲載にかかる費用や、オンライン化のためのツール・システムの導入、EC サイト構築費などポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策を実施した場合。	最大 100 万円+50 万円			2. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルスの感染防止のため、休業させられた中小企業の労働者の中で、休業中に手当を受け取ることができなかった個人に対して、1 日最大で 11,000 円が支給されたものです。
3. 家賃支援給付金 （中小企業庁）	店舗等に係る賃料の負担を軽減するため、売上減少等の一定の要件を満たした場合	最大 600 万円（個人事業者は 300 万円）				
4. 都道府県の休業・時短要請協力金	（美容業は対象外）					

5. 雇用調整助成金 (厚生労働省)	「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合、 <u>従業員の雇用維持</u> を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施した場合	最大日額 15,000 円	基本は「支給決定時の属する年度」に収入計上。「①事業主が労働者に休業手当を支給し、所定の手続きをした年度」と、「②支給決定があった日の属する年度」が異なる場合は、①の年度	法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税 消費税は課税対象外		
6. 中小企業小規模事業者感染症対策事業費補助金（神奈川県）	新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けている中小企業者に対して、非対面型ビジネスモデル構築、 <u>感染症拡大防止</u> 、IT サービス導入、生産設備等導入又はビジネスモデル転換した場合の経費の一部補助。	最大 100 万円	支給決定があった日の属する年度			
7. 緊急事態宣言の影響に係る一時支援金（中小企業庁）	2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の <u>外出・移動の自粛</u> により、売上が 50%以上減少した場合	最大 60 万円（個人事業者は 30 万円				

※今年は、確定申告期間が 4 月 15 日まで延長されましたが、すでに申告を済まされた方でも、給付金等の申告に不備がある場合に修正手続きをすることができます。

※コロナ関係の借り入れをして利子補給がされた場合も「受取利息」や「雑収入」として計上する必要がありますのでご注意ください。

【Ⅱ】 借入資金の返済にこまったら！ 条件変更・追加融資・ローン減免制度

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/06.pdf>

昨年からのコロナの影響でサロンでの経営環境が大きく変化致しました。
そのために、サロンの事業資金や個人的な生活資金を借り入れた方も
おいででしょう。

コロナの先行きが不明なために、サロン経営、生活内容の不安定さから
脱出することが困難で、「借りたはいいけど返せない！」可能性も出てくる
かもしれません。

国（金融庁、中小企業庁）では、金融機関に対しコロナ関連融資の元本の
返済を猶予する据え置き期間の延長を要請したり、返済猶予等の条件変更や
プロパー融資、信用保証協会保証付き融資など様々な方策を組み合わせ、
事業者の支援に取り組んでいますので、取引先の銀行等へ積極的にご相談
ください。（右イラスト）

借入金は返済が必ず発生します。
そこで、今回はそのような場合の救済制度や対処方法をご案内致します。



金融機関は事業者のニーズを踏まえた必要な支援を実施します。
個人の事業性ローン、住宅ローン等についても必要な支援を実施します。

◎借入条件変更

条件変更とは、当初の返済計画を変更して、元本の据え置き期間を延長したり、元本の返済額を減額したりする方法です

(1) 期間の延長

- ①据置期間中であれば、据置期間の延長が可能。
- ②返済が始まっていれば、月々の返済額の減額を検討。
- ③返済期間自体の延長は、返済期間終了間際にならないと検討されません。

(2) 返済額の減額

- ・返済額を一時的に減額する場合、後々の返済額が増額されることになる。

(3) 無利息期間の延長

- ・実質無利子の期間は原則通り、3年。再延長はありません。

※条件変更は個別の状況に応じた相談になり、どのような変更ができるかは個別対応となります。

具体的な内容は金融機窓口での相談となりますが、その際は事業計画書、返済計画書が必要になります。(公庫の場合)

◎追加融資制度

これはコロナの関係による追加融資が可能ということで、「コロナ以外の理由」では追加融資は不可能です。

①金融機関でのプロパー（金融機関独自の貸付）での追加は可能か？

- ・公庫では個別の状況に応じて追加融資の相談を受けることができます。
- ・民間金融機関独自の追加融資はありません。

民間金融機関で追加融資を希望する場合は信用保証協会付を通した「セーフティネット」を利用してください。

②セーフティネットでの追加融資とは？・・・公庫・民間金融機関とも追加融資の相談に応じます。

<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/guarantee/safetynet/safty-net/>

これは、経営安定資金として信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度ですが、コロナ関係のセーフティネット4号指定期間が6月1日、5号が、6月30日をもって終了する予定です。

それ以降は、有利子での貸し付けになります。

(※指定期間とは、市町村への認定申請期間のことです。保証協会への申し込みは認定申請期限内(30日以内)であれば、6/1、6/30を越えていても構いません。)

この制度は、コロナの影響により借りたお金が返せない場合の減額や免除ができる制度（債務整理）です。

原則、財産を処分して、できるだけ返済をしても、それでも返せない分について、

自己破産とは別の方法で免除してもらうことができる仕組みです。

下表を参考に、最悪の状況になった場合の情報として頭の隅においてください。

但し、最終手段です。※利用しないに越したことはありません！！※

対象者	個人と個人事業主（フリーランスも対象、法人は不可）
対象内容	新型コロナウイルスの影響で、仕事を失った、給料が下がった。あるいは、売り上げが落ちた。その結果、 ▼カードローンや消費者金融から借りたおカネが返せない。 ▼住宅ローンが払えなくなり、家売っても、すべての額を返済できない。 ▼事業のために借りたローンが返せない。という方が対象になります。
対象になるローン	コロナの影響で返せなくなったローンが対象です。具体的には、 ▼「今年2月1日以前」に借りたローン ▼10月30日までに、コロナに対応するために借りたローン。 但し、2020年2月1日までに返済の滞納が無いことが条件です
ローンの内容	▼個人事業主などが、 事業用の資金を、政府系、あるいは民間の金融機関から、 実質無利子・無担保で借りられる制度で借りたおカネ。 ▼生活費のために借りた個人向けの貸し付けも対象になります。 ※対象外： コロナの感染が拡大した2月以降に組んだ自動車ローンや住宅ローンなど、「コロナ以外の理由で借り入れたローン」



制度利用の手続き	▼まずは、ローンの残額が一番多い金融機関に相談をして、金融機関の同意を得ること。（まずは、電話をしてください。） ▼手続きを始めることについての同意を得られたら、地元の弁護士会などを通じて、無料で弁護士などの支援を受ける。 ▼その支援のもと、ローンを借りているすべての金融機関と、いくら返済でき、いくら免除してもらうか、具体的な計画について協議します。 ▼すべての金融機関から同意が得られたら、最後は、簡易裁判所の特定調停の手続きをへて、減免してもらえするという形です。
金融機関の同意が得られない場合	すべての金融機関の合意が得られない場合、この制度に基づくローンの減免はできません。 もともと破産に近い状態の人が対象です。 金融機関にとっても、破産より、この制度を利用して、すみやかに生活や事業の再建をしてもらった方が、地域の活性化につながります。 ぜひ、柔軟に、そして、前向きに制度の活用を検討してください。
メリット	①ブラックリスト（信用情報）に登録されません ②原則として保証人に請求が行くこともありません。 ③手続きを支援する弁護士等（登録支援専門家）の費用がかかりません ④破産するよりも財産を手元に残せる可能性があります。 ⑤住宅を手放さずに、住宅ローン以外のローンだけを減免する方法もあります ⑥次の活動のために融資もできます。 The infographic illustrates the 'COVID-19 Version Loan Reduction System' starting from December 1st. It shows a flow from a person in a car (labeled '依頼' - Request) to a lawyer (labeled '地元の弁護士会' - Local Bar Association) who provides '無料で支援' (Free support). The process involves '金融機関と協議' (Consultation with financial institutions) and '減免' (Reduction). A box states 'すべての同意が必要' (All consent is required). Another box says '地域の活性化につながる前向きな検討を!' (Proactive consideration leading to regional revitalization!). The final step is '相談' (Consultation) with a bank (labeled '〇〇銀行' - Bank) which has the '残額が最も多い金融機関' (Financial institution with the largest remaining balance). The process begins with '手続き開始の同意' (Consent to start the procedure).
引用・出典	・NHK 解説委員室 https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/700/440201.html ・東京新聞 WEB 2021.02.04 https://www.tokyo-np.co.jp/article/83961 ・日本弁護士連合会新型コロナウイルス対応関連情報 https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2020/topic2.html ・一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関 http://www.dgl.or.jp/covid19/

【Ⅲ】 神奈川県各種支援策 給付金・貸付・猶予・消費還元キャンペーン

 **新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている**

神奈川県民の みなさまへ

様々な制度をご用意しておりますのでご活用ください。

休業、無給、減給などによる生活への不安や生活資金の不足、納税や保険料納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（2021年3月19日現在）

給付金等

休業期間中の賃金の支払いを受けられなかった

平均賃金の **80%** 補償 業務や通勤などで発症

感染・感染の疑いで無給や減給

収入減で家賃が払えない

貸付

一時的な資金が必要な方 生活の立て直しが必要な方

最 大	単身世帯	複数世帯
20万円	月 15 万円以内	月 20 万円以内

休業・失業等で生活資金に不安

猶予

納税が今は厳しい

国民年金保険料等が払えない

水道料金等の支払いが厳しい

詳細は裏面をご覧ください。



県HP「新型コロナウイルス感染症について」

神奈川県 コロナ 総合情報 🔍

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html>



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

0570-056774

一部のIP電話など
上記番号に繋がらない場合

045-285-0536

「音声案内」が流れたら **4** [その他] を選択してください。

平日 9:00 ~ 17:00

神奈川県民のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

給付金等	休業期間中の賃金の支払いを受けられなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の 80% （1日当たり支給額 上限11,000円） ※大企業の一部の非正規雇用労働者のうち、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業については60% 休業させられた中小企業の労働者及び大企業の一部の非正規雇用労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、休業支援金を支給します。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター ☎ 0120-221-276
	業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	平均賃金の 80%補償 業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。	各労働基準監督署
	感染・感染の疑いで無給や減給	国民健康保険の傷病手当の支給	新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受けとれる場合があります。	各市町村
	収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給	休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。 ※令和2年度中に新規申請をして受給を開始した方は、最長12カ月まで延長可能 ※令和3年3月末までの間、支給がいったん終了した方に対して3カ月間の再支給が可能	市在住 各市の自立相談支援機関 町村在住 県の自立相談支援機関
貸付	休業・失業等で生活資金に不安	緊急小口資金 一時的な資金が必要な方 （主に休業された方等向け）	【無利子貸付】 最大 20万円 据置期間：貸付日から1年以内 （令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長） 返済期間：2年以内	各市区町村社会福祉協議会 （県社会福祉協議会HP参照）
		総合支援資金（生活支援費） 生活の立て直しが必要な方 （主に失業された方等向け）	【無利子貸付】 単身世帯 15万円以内 月 複数世帯 20万円以内 月 据置期間：貸付日から1年以内 （令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長） 返済期間：10年以内 ※緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了となった方を対象に総合支援資金の再貸付を実施します。	個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談 コールセンター ☎ 0120-46-1999
猶予	納税が今は厳しい	県税の納税の猶予	収入の減少など県税を納付できない事情のある方については、納税を猶予する制度があります。	各県税事務所
	国民年金保険料等が払えない	国民年金保険料免除・納付の猶予	失業、事業の廃止（廃業）又は休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	各市町村
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられます。	各水道局

神奈川県キャッシュレス・消費喚起事業「総額 70 億円還元キャンペーン」

<https://70cp.pref.kanagawa.jp/info-01.html>

神奈川県では、コロナの影響で売上が減少し、消費が低迷していることから、

消費喚起のために**総額 70 億円の還元キャンペーン**を始めました。

<https://70cp.pref.kanagawa.jp/>

・概要は以下の通りです。

(1) お客様が「**かながわ PAY**」を「登録店」で利用すると、**利用金額の最大 20% 分の金額**に相当するポイントがその方に還元されます。

(2) 「登録店」となるには「加盟店申請」を行う必要があります。

下記 URL で登録ができます。

<https://70cp-entry.pref.kanagawa.jp/user/login?redirect=%2F>

(3) 利用できる PAY は以下の 5 銘柄のみで、QR 決済となります。

auPay・**d払い**・**はま Pay**・**LINE Pay**・**R Pay**

※上記以外の Pay とクレジットカードは取扱いができません。

(4) サロンの負担は次の通りです。

①事前に加盟店登録手続き（無料）の事務処理が必要。

②QR 決済の手数料が発生します。

(5) 加盟店募集期間 **2021 年 4 月 1 日～2021 年 7 月 31 日**

(6) キャンペーン期間 **2021 年 7 月 1 日～2021 年 9 月 30 日**

感染症防止対策について	QRコード決済サービスについて	キャンペーン終了後について
 加盟店登録にあたり、神奈川県感染症防止対策取組書・LINEコロナお知らせシステム登録番号が必要となります。未登録の場合は、お申し込みページから遷移して登録いただけます。	 キャンペーンお申し込み時に、登録する QRコード決済サービスを選択していただけます。より多くの利用者にご来店いただけるよう、全ての QRコード決済サービスにチェックを入れてお申し込みいただくことをお勧めいたします。	 神奈川県のカッシュレスを推進！ お申し込み時にキャンペーン終了後に利用する決済事業者をチェックしていただくことで、2021年12月1日（水）以降も、導入した QRコード決済サービスを継続して行うことができます。ぜひ引き続きご利用ください。 ※楽天ペイを継続する場合、新設に楽天ペイメント株式会社へ楽天ペイ（実店舗決済）のお申し込みが必要です。



【神奈川県キャッシュレス・消費喚起事業】

総額 70 億円還元キャンペーン

かながわ Pay で QRコード決済すると **最大 20% 還元** ※ポイント【付与上限】合計 4,000 円相当

※中小企業及び小規模事業者は 20%・大企業は 10% ※フランチャイズなど、10% のポイント還元となる場合もあります。

加盟店募集期間	キャンペーン期間
2021 年 4 月 1 日（木）～2021 年 7 月 31 日（土）	2021 年 7 月 1 日（木）～2021 年 9 月 30 日（木） （ポイント利用可能期間：2021 年 11 月 30 日（火）まで）

※期間内であっても予算の 70 億円に到達した場合、ポイントの付与を終了します。
※新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、予告なく変更となる場合があります。

ご利用方法

- かながわ Pay をダウンロード
- QRコードでお支払い
- スマホにポイント還元

対応決済事業者

auPay d払い はま Pay LINE Pay R Pay

※加盟店により、対応できる決済手段は異なる場合があります。
※対象 QRコード決済サービスのダウンロードも必要となります。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

支部では昨年来のコロナ禍に対応する情報を「ビューティーレスキュー・ロードマップ」として可能な限り発信してまいりました。今回、その集大成として、今後のサロンの金融面でのリバウンドに対する経済的対策を「ロードマップ#4」としてまとめてみました。

また、“神奈川県民として利用できるシステムもあるんだ”ということ、サロンのユーザーとのコミュニケーションツールの一つとして利用して頂けたら幸いです。

WE NEVER GIVE UP!

K B K大和支部

2020年8月
ロードマップ #2

“ビューティー・レスキュー”

ロードマップ For Covid-19

+1 (プラスワン)

2020.08

[illegible]

2020 年 9 月
ポートマッブ° #3